「（都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の２第１項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」）」を削る。

第10章の３．中、

「　なお、都市機能の街なかへの集積を促進するに当たり、そのような取組を行う者に対しての税制上の特例措置のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条第１項の表の第７号又は第65条の７第１項の表の第７号の規定に基づく事業用資産の買換特例を活用しようとする場合には、市町村は基本計画に以下の事項を記載する。

ａ）特例措置の対象となる誘致区域（中心市街地の区域のうち、商業地域又は近隣商業地域が定められている区域に限る。）

ｂ）特例措置の対象となる資産に係る施設

ｃ）ｂ）で定めた施設において営む事業　」

を削る。

第11章を第12章とし、第10章の次に次のように加える。

第11章　特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項

１．目標設定の意義

特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに対して、経済産業大臣が認定した場合に重点的な支援を講じるものである。限られた政策支援を重点化するに相応しい事業に絞り込んで、予算措置の拡充、税制措置の創設、低利融資措置の創設、地元が望む場合には大規模小売店舗立地法の特例措置の創設などの政策支援を集中させることで、中心市街地への民間投資を強力に喚起していくことが必要である。

こうした中心市街地の活性化の起爆剤となる民間プロジェクトは、中心市街地の経済活力の向上（来訪者、就業者、売上高のいずれかで評価）を相当程度増加させることを目指して実施されなければならない。また、こうした目標を達成する成功率を高めるための取組が併せて実施されなければならない。

２．「相当程度増加」の判断基準

特定民間中心市街地経済活力向上事業の目標は、以下の二つの要件をともに満たすものとして設定されなければならない。

⑴　意欲的な数値指標

以下のいずれかの指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること。

①　「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の４倍以上であること。

②　「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の１％以上であること。

③　「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。

⑵　周辺地域の経済活力を向上させる波及効果

来訪者、就業者、売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するかが明確であること。

３．「相当程度増加」の成功率を高めるための取組

設定した目標を達成する成功率を高め、中心市街地の活性化の成果をあげるためには、民間事業者や地域住民などの多様な主体が相互に連携して中心市街地の活性化に向けて取り組んでいく環境が整備されていることが必要である。そのため、目標の達成は、以下の４つの要件を満たすものとして実現されなければならない。

⑴　地元住民や市町村の強いコミットメント

以下のいずれかのような形で、当該中心市街地の関係者や当該市町村の強いコミットメントが示されている必要がある。

①　当該事業実施区域の地権者から当該事業者に対し、安価な地代あるいは当該事業の収益に連動する地代によって土地の貸付けが行われていること。

②　当該中心市街地の相当数の住民、商業・サービス業者から、当該事業者が出資、貸付け又は寄付（いずれも現物を含む。）を受けていること。

③　当該市町村から当該事業に要する経費の相当部分について貸付けが行われていること。

④　当該市町村の議会において、当該事業を推進すべきである旨の決議がなされていること。

⑤　その他、上記と同等以上の強いコミットメントを、当該中心市街地の関係者や当該市町村が行っていると認められること。

⑵　地権者の同意

事業の確実な実施に万全を期すため、当該事業実施区域内の地権者全員の同意を得られる見通しがなければならない。（再開発事業など、法律で地権者全員の同意が不要とされている場合はその定足数。）

⑶　中心市街地活性化協議会の同意

申請は、協議会の協議を経て行われることになるが、協議会としても事業計画や目標設定について同意していなければならない。

⑷　都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画との適合

認定市町村が立地適正化計画を作成している場合においては、特定民間中心市街地経済活力向上事業が、立地適正化計画で商業機能の集積を図る都市機能誘導区域とされている区域内で実施されなければならない。

第12章の２．中「、特に市街地の整備改善のための事業」を削り、「必要があるため、」を「必要がある。」に改め、「基本計画も、都市計画及び市町村マスタープランとの調和」を「このため、基本計画も、都市計画及び市町村マスタープラン（策定すればマスタープランの一部とみなされる立地適正化計画を含む。）に適合するとともに、地域公共交通網形成計画との調和」に改める。

第12章の３．中「環境等への配慮」を「環境・エネルギー等への配慮」に改め、「配慮することが重要である。」の次に次のように加える。

また、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素まちづくりは、都市機能の集約化等によってエネルギー総量を抑制することで環境負荷（温室効果ガス排出量など）を抑制、削減するものであり、こうした取組との連携も必要である。

さらに、徹底した省エネルギー社会の実現に向けた取組のほか、再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起こし、地域活性化につながるものとして重要である。

第12章の４．中「望ましい。」の次に次のように加える。

特に、中心市街地の活性化のために郊外の大規模集客施設の立地を抑制している市町村がある一方、その隣接市町村で地域雇用創出等のために大規模集客施設を郊外に誘致するなど、市町村間の政策の違いによって中心市街地の活性化に取り組む市町村の政策効果が限定的になる場合もある。

こうした課題に対応すべく、広域自治体である都道府県は、広域的観点から、市町村相互の整合性確保と連携促進を図るために指導、助言を行うなど、大規模集客施設の立地について適切な誘導を行うことが重要である。

都道府県は大規模集客施設の立地などの個別事項に限らず、当然ながら中心市街地の活性化全般についての市町村の身近な相談窓口としての機能も期待される。

附　則

この基本方針の変更は閣議決定の日から施行する。

発行所　〒一一〇―八四四五　東京都港区六本木七丁目二番一号　内閣府大臣官房政府広報室　電話　03（3587）4294　定価　一カ月一、六四一円（本体一、五一〇円）　一、一一〇円（本体一、〇四〇円）　（送料別）

印刷所　三十一年五種郵便物認可　三十一年三月　官報印刷局